

群馬県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について

平成 19 年 3 月 27 日

告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合指定金融機関を次のように定める。

株式会社 群馬銀行